

医政発 0324 第 13 号
令和 7 年 3 月 24 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

死体解剖資格認定要領の一部改正について

死体解剖保存法（昭和 24 年法律第 204 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める死体解剖資格の認定につきましては、令和 6 年 6 月 25 日付け医政発 0625 第 9 号厚生労働省医政局長通知「死体解剖資格認定要領の一部改正について」の別紙「死体解剖資格認定要領」により行ってきたところですが、今般、別紙のとおり「死体解剖資格認定要領」の一部を改正し、令和 7 年 3 月 24 日より施行することとしましたので、貴職におかれましては、本改正の内容について御了知の上、貴管下の関係機関に対する周知方お願いします。